

独立行政法人日本スポーツ振興センター国立スポーツ科学センターにおける競争的研究費等の適正管理規程

(平成 28 年 4 月 28 日平成 28 年度規程第 2 号)

改正 平成 28 年 8 月 31 日平成 28 年度規程第 11 号 平成 29 年 3 月 31 日平成 28 年度規程第 59 号
平成 30 年 3 月 30 日平成 29 年度規程第 49 号 平成 31 年 4 月 25 日平成 31 年度規程第 4 号
令和 4 年 3 月 25 日令和 3 年度規程第 44 号 令和 4 年 9 月 22 日令和 4 年度規程第 23 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 責任体系及び体制(第 3 条―第 11 条)
- 第 3 章 競争的研究費等相談窓口(第 12 条)
- 第 4 章 告発及び調査等(第 13 条―第 17 条)
- 第 5 章 関係者の取扱い(第 18 条―第 22 条)
- 第 6 章 事案の調査(第 23 条―第 29 条)
- 第 7 章 不正の認定(第 30 条―第 35 条)
- 第 8 章 措置(第 36 条―第 39 条)
- 第 9 章 処分(第 40 条)
- 第 10 章 その他(第 41 条)

附則

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 この規程は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)国立スポーツ科学センター(以下「科学センター」という。)が、国又は独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金(以下「競争的研究費等」という。)を適正に管理するため、責任体系及びその体制を明らかにするとともに、競争的研究費等の適正管理を推進するために必要な事項について規定することを目的とする。

(役職員の責務)

第 2 条 競争的研究費等の運営・管理に関わる役職員は、法令、センター及び競争的研究費等を配分する機関の規則等を遵守し、別に定める不正防止計画に基づき競争的研究費等について適正に運営・管理するとともに競争的研究費等を不正に使用してはならないものとし、また、不正を疑われることのないように努めなければならない。

2 競争的研究費等の運営・管理に関わる役職員は、競争的研究費等の適正な執行のために行われる研修に積極的に参加し、また、競争的研究費等の適切な運営・管理のために行われる調査その他の活動に協力するものとする。

- 3 競争的研究費等の運営・管理に関わる役職員は、不正防止計画に定める誓約書を提出しなければならない。
- 4 前3項で定める競争的研究費等の運営・管理に関わる役職員の範囲その他必要な事項は、不正防止計画において定める。

第2章 責任体系及び体制

(責任体系)

第3条 センターに競争的研究費等の適正な運営・管理のため、競争的研究費等最高管理責任者(以下「最高管理責任者」という。)、競争的研究費等統括管理責任者(以下「統括管理責任者」という。)、競争的研究費等コンプライアンス推進責任者(以下「コンプライアンス推進責任者」という。)及び競争的研究費等コンプライアンス推進副責任者(以下「コンプライアンス推進副責任者」という。)を置く。

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、競争的研究費等の運営・管理について総理し、最終責任を負うものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正防止の基本方針及び行動規範を策定・周知するとともに、基本方針及び行動規範を実施するため、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう必要な措置を講じる。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針及び行動規範や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、役員会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。
- 4 最高管理責任者は、最高管理責任者が自ら競争的研究費等の運営・管理に関わる部署に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、競争的研究費等の運営・管理に関わる役職員の意識の向上と浸透を図る。
- 5 最高管理責任者は、理事長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は最高管理責任者の命を受け、これを補佐し、競争的研究費等の運営・管理について統括する。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針及び行動規範に基づき、不正防止計画及びコンプライアンス教育や啓発活動の実施計画(以下「教育・啓発活動実施計画」という。)を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告し、必要に応じ不正防止計画及び教育・啓発活動実施計画の見直しを行う。
 - 3 統括管理責任者は、科学センター担当理事をもって充てる。
- (コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の命を受け、これを補佐し、不正防止計画及び教育・啓発活動実施計画に基づき、競争的研究費等の適正な運営・管理について統括し、次の業務を行う。

- (1) 不正防止計画を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るため、競争的研究費等の運営・管理に関わるすべての役職員に対し、競争的研究費等に係る不正を防止するためのコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 競争的研究費等の運営・管理に関わるすべての役職員に対し、定期的に啓発活動を実施する。
 - (4) 競争的研究費等の運営・管理に関わるすべての役職員が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等を監督し、必要に応じて改善を指導する。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、国立スポーツ科学センター長をもって充てる。
- 3 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐するものとし、スポーツ科学・研究部長及びハイパフォーマンススポーツセンター運営部長をもって充てる。

(監事)

第7条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、最高管理責任者に意見を述べる。

- 2 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、最高管理責任者に意見を述べる。

(監査室)

第8条 監査室は、競争的研究費等が適正に運営・管理されているか検証するため、機関全体の視点から内部監査を実施する。

(不正防止計画推進部署)

第9条 競争的研究費等の不正防止に係る施策を実施するための不正防止計画推進部署は、スポーツ科学・研究部事業推進課とする。

(不正防止計画推進部署の業務)

第10条 不正防止計画推進部署は、不正防止計画及び教育・啓発活動実施計画に基づき次に掲げる不正を防止するための業務を行う。

- (1) 競争的研究費等の把握
- (2) 競争的研究費等に係る不正要因の把握及びこれを踏まえた不正防止計画及び教育・啓発活動実施計画の検討及び維持
- (3) 競争的研究費等の不正防止に係るコンプライアンス教育(研究活動における不正(捏造、改ざん、盗用等)防止のための研究倫理教育を含む。)の実施

(4) 競争的研究費等の運営・管理に関わるすべての役職員に対する定期的な啓発活動の実施

(5) その他不正防止の推進に関する業務
(監査への協力)

第 11 条 不正防止計画推進部署は、監事又は監査室と連携し、監事又は監査室の行う競争的研究費等の監査に協力するものとする。

第 3 章 競争的研究費等相談窓口
(競争的資金等相談窓口)

第 12 条 競争的資金等に係る研究業務及び事務業務を適切かつ効率的に実施するために、事務処理手続その他競争的資金等の運営・管理についてセンター内部及び科学センターと共同研究等を行う外部機関等からの相談を受け付ける競争的資金等相談窓口をスポーツ科学・研究部事業推進課に設置する。

第 4 章 告発及び調査等
(告発窓口)

第 13 条 競争的研究費等の不正に係る告発窓口は、次に掲げる者とする。

- (1) 総務部総務課長
- (2) 総務部人事課長
- (3) 監査室主幹

(競争的研究費等の不正に関する告発)

第 14 条 競争的研究費等の不正の可能性があると思量する者は、何人も、前条に規定する告発窓口で告発を行うことができる。

(告発者の責務)

第 15 条 前条による告発をしようとする者(以下「告発者」という。)は、告発窓口に対して、原則として、顕名により、不正を行ったとする役職員の氏名、不正の態様その他事案の内容を明示し、かつ不正とする合理的理由を示して告発を行わなければならない。

2 前項にかかわらず匿名による告発があった場合は、当該告発の内容に応じ、次条の定めに準じて告発を受け付けることができる。この場合、当該告発をした者には、この規程に定める告発者に対する通知及び開示を実施しないものとする。

3 不正の疑いについて外部機関等から指摘を受けた場合は、統括管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の受理等)

第 16 条 告発窓口は、第 14 条に定める告発を受けたときは遅滞なく、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。

2 統括管理責任者は、前項の告発の報告を受けたときは、前条に定める内容に合致するか否か検討の上その受理又は不受理を決定し、その結果を速やかに告発者に通知するものとする。

- 3 第 18 条にかかわらず、告発者の同意を得た場合は、告発者の氏名を開示することができる。
- 4 最高管理責任者は、当該告発の受理から 30 日以内に、告発内容等の合理性を確認の上、第 23 条以下に規定する調査の要否を決定し、告発者に通知するとともに、配分機関に報告する。

(告発の相談)

第 17 条 不正の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、不正が行われようとしている、又は不正を求められている等であるときは、告発窓口は、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告があったときは、統括管理責任者は、その内容の合理性を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

第 5 章 関係者の取扱い

(秘密保持義務)

第 18 条 この規程に定める業務に関わる全ての者は、本規程に基づく不正の調査等に関し知り得た内容(既に公知であるものを除く。)を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 最高管理責任者及び統括管理責任者は、告発者、調査対象の役職員(以下「調査対象者」という。)、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び調査対象者の意に反して外部漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者及び統括管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び調査対象者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は調査対象者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者、統括管理責任者又はその他の関係者は、告発者、調査対象者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、調査対象者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(利益相反関係の排除)

第 19 条 統括管理責任者、第 24 条に定める調査委員会の委員及び調査委員会の事務局を担当する職員は、自らが関係する第 14 条及び第 17 条による告発の処理に関与してはならない。

- 2 統括管理責任者は、利益相反者が、前項の業務に当たっている場合には、直ちに、当該利益相反者に替えて、別途適切な者を充てるものとする。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者が利益相反者に該当する場合には、第5条にかかわらず、他の理事を統括管理責任者として指名し、当該告発に係る不正への対応に関する責任者とする。

(告発者等の保護)

第20条 統括管理責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 センターに所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、当該告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センター就業規則(平成15年度規則第6号。以下「就業規則」という。)その他の規則等により、その者に対して処分を課すことができる。
- 4 最高管理責任者は、第22条に定める悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(調査対象者の保護)

第21条 センターに所属する全ての者は、単に告発がなされたことのみをもって、当該調査対象者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、当該調査対象者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他の規則等により、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 最高管理責任者は、単に告発がなされたことのみをもって、当該調査対象者の業務の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該調査対象者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第22条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、調査対象者を陥れるため又は調査対象者の業務を妨害するため等、専ら調査対象者に何らかの不利益を与えること又は調査対象者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する配分機関に対して、その措置の内容等を通知する。

第6章 事案の調査

(調査委員会の設置)

第23条 最高管理責任者は、第16条第4項により調査が必要と判断した場合、調査委員会を設置し、調査を実施させる。

(調査委員会の構成)

第24条 前条の調査委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 統括管理責任者
 - (2) 統括管理責任者が指名する外部専門家で、センター、告発者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者
 - (3) その他、最高管理責任者が必要と認める者
- 2 調査委員会に委員長を置き、委員の中から最高管理責任者が指名する。
- 3 調査委員会に関する庶務は、ハイパフォーマンススポーツセンター運営部運営調整課が行う。

(調査の通知)

第25条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び調査対象者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は調査対象者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び調査対象者に通知する。

(調査の実施)

第26条 調査委員会は、告発者及び調査対象者に対し、直ちに、調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

- 2 調査委員会は、調査の実施に当たって、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 告発者、調査対象者その他関係者からの証言の聴取
 - (2) 対象となる競争的研究費等の精査
 - (3) その他調査のために必要な事項
- 3 調査委員会は、調査の実施に当たっては、調査対象者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 告発者、調査対象者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の調査に誠実に協力しなければならない。

(調査の対象)

第27条 調査の対象は告発された事案に係る業務のほか、調査委員会の判断により、調査に関連した調査対象者の他の業務を含めることができる。

(証拠の保全)

第 28 条 調査委員会は、調査を実施するに当たって、告発された事案に係る業務に関して、証拠となる資料及びその他の関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 告発された事案に係る業務が行われた研究機関が科学センターでないときは、調査委員会は、告発された事案に係る業務に関して、証拠となる資料及びその他の関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前 2 項の措置に必要な場合を除き、調査対象者の業務を制限してはならない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 29 条 調査委員会は、調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

第 7 章 不正の認定

(認定の手續)

第 30 条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査し、認定する。なお、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定する。

2 調査委員会は、不正が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が第 22 条に定める悪意に基づく告発であると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

3 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

4 調査委員会は、第 1 項及び第 2 項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第 31 条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、調査対象者による自認を唯一の証拠として不正を認定することはできない。

(調査結果の通知及び報告)

第 32 条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果(認定を含む。)を告発者、調査対象者及び調査対象者以外で不正に関与したと認定された者に通知するものとする。調査対象者がセンター以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る配分機関に報告するものとする。

- 3 最高管理責任者は、第 22 条に定める悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者がセンター以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(異議申立て)

第 33 条 調査対象者又は告発者は、第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による認定の結果に異議があるときには、最高管理責任者に対し、異議申立てをすることができる。

- 2 前項の異議申立ては、認定の結果の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に行ななければならない。ただし、その期間内であっても、同一理由による異議申立てを繰り返すことはできない。
- 3 告発が第 22 条に定める悪意に基づく告発と認定された告発者(対象研究者の異議申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。)は、その認定について、第 1 項に準じて、異議申立てをすることができる。
- 4 第 1 項又は第 3 項の異議申立てがあったときは、最高管理責任者は、当該異議申立てについて、調査委員会に付託する。
- 5 前項において、最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要と認める場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 6 調査委員会は、第 4 項の付託を受けた場合であって、当該事案の再調査を行うまでもなく、異議申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。
- 7 前項の報告を受けた最高管理責任者は、異議申立人に対し、理由を付して、異議申立てを却下する旨の決定を通知するものとする。また、調査委員会がその異議申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと判断した場合は、以後の異議申立てを受け付けないことを併せて通知できるものとする。
- 8 調査委員会は、第 4 項の付託を受けた場合であって、異議申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。
- 9 前項の報告を受けた最高管理責任者は、異議申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 10 最高管理責任者は、調査対象者から異議申立てがあったときは告発者に対して、告発者から異議申立てがあったときは調査対象者に対して通知するものとする。また、その事案に係る配分機関及び文部科学省に通知する。異議申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第 34 条 前条第 8 項に基づき再調査を行う場合には、調査委員会は異議申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと異議申立人が思料する資料の提出を求め、そ

その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める異議申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。
- 3 前項の報告を受けた最高管理責任者は、異議申立人に対し、再調査の打切りに係る決定を通知するものとする。
- 4 調査委員会は、再調査を開始した場合には、第30条第1項の調査の結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、第2項又は第4項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、調査対象者及び調査対象者以外で研究活動上の不正に関与したと認定された者に通知するものとする。調査対象者がセンター以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る配分機関に報告する。
(調査結果の公表)

第35条 最高管理責任者は、不正が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項における公表内容は、不正に関与したと認定された者の氏名及び所属、不正の内容、センターが公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手順等を原則として公表するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与したと認定された者の氏名及び所属等を公表しないことができる。
- 3 不正が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しないことができる。
- 4 最高管理責任者は、第22条に定める悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名及び所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手順等を公表する。

第8章 措置

(調査中における一時的措置)

第36条 最高管理責任者は、調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、調査対象者に対して告発された研究費の一時的な使用停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 最高管理責任者は、配分機関から、調査対象者の該当する競争的研究費等の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(競争的研究費等の使用停止)

第37条 最高管理責任者は、不正に関与したと認定された者及び競争的研究費等の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者に対して、直ちに研究費の使用停止を命ずるものとする。

(措置の解除等)

第 38 条 最高管理責任者は、不正が行われなかったものと認定された場合は、調査に際してとった競争的研究費等の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、異議申立てがないまま申立期間が経過した後又は異議申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、不正が行われなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第 39 条 センターは、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2 センターは、告発の受理から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与したと認定された者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3 センターは、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認がされた場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

4 センターは、第 1 項から第 3 項までのほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

5 センターは、配分機関の求めがある場合は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

第 9 章 処分

(処分)

第 40 条 最高管理責任者は、第 30 条第 4 項又は第 34 条第 4 項による報告に基づき、調査対象者に不正があったと認めたときは、重大性の程度に応じて、次の各号に掲げる処分又は措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 調査対象者に対する就業規則等に基づく懲戒処分及び損害賠償請求

(2) 前号に掲げるもののほか、刑事告発又は告訴等のセンターが必要と認める措置

2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する配分機関に対して、その処分の内容等を通知する。

第 10 章 その他

(その他)

第 41 条 この規程の実施に必要な事項がある場合は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 28 日から施行する。

附 則(平成 28 年 8 月 31 日平成 28 年度規程第 11 号)

この規程は、平成 28 年 8 月 31 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日平成 28 年度規程第 59 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日平成 29 年度規程第 49 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 25 日平成 31 年度規程第 4 号)

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 25 日令和 3 年度規程第 44 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 9 月 22 日令和 4 年度規程第 23 号)

この規程は、令和 4 年 9 月 22 日から施行する。